

民法（2問）

相続の承認・限定承認・放棄

**問題 1** 相続の承認・限定承認・放棄に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは後記 1 から 5 までのうち、どれか。

- ア 相続人が成年被後見人である場合、相続について単純もしくは限定の承認又は放棄をすべき期間は、その法定代理人が成年被後見人のために相続の開始があったことを知った時から起算される。
- イ 相続人が、相続の放棄をした後、自己のために相続財産を処分したとしても、単純承認をしたものとみなされることはない。
- ウ 相続人が数人ある場合の限定承認は、共同相続人の全員が共同でしなければならず、当該審判の際、家庭裁判所は、相続人の中から相続財産管理人を選任しなければならない。
- エ 被相続人に妻と 2 人の未成年の子がある場合、妻は、自らの相続放棄と同時に子の双方についての相続放棄を代理することができない。
- オ 詐欺により、相続の放棄の意思表示の申述をした者は、その原因となっていた状況が消滅した後 6 か月間において、家庭裁判所に対し、相続の放棄についての意思表示を取り消す申述をすることができる。

- 1 アイ            2 アオ            3 イエ            4 ウエ            5 ウオ

## 相続の承認・限定承認・相続の放棄

正解 3

### ア 相続の承認又は放棄をすべき期間

正しい。相続人は、自己のために相続の開始があった〔① 〕から3か月以内に相続について単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は〔② 〕の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる（民法 915 I）。また、**相続人が未成年者又は成年被後見人である場合**、相続について単純若しくは限定の承認又は放棄をすべき期間は、その法定代理人が未成年者又は成年被後見人のために相続の開始があったことを知った時から起算する（民法 917）。

〔 〕の答え：〔①ことを知った時〕〔②検察官〕

### イ 法定単純承認事由

誤り。相続人が次の行為をした場合には、単純承認をしたものとみなされる（民法 921）。

- ① 相続財産の全部又は一部を処分した場合（〔 〕及び民法 602 条の期間を超えない賃貸を除く。）
- ② 相続について単純若しくは限定の承認又は放棄をすべき期間（民法 915 I）を経過した場合
- ③ 限定承認又は相続の放棄をした後であっても、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを相続財産の目録中に記載しなかった場合（相続の放棄により新たに相続人となった者が相続の承認をした後を除く。）

上記①は限定承認又は相続放棄前の処分を指し、限定承認又は相続放棄後の処分は含まれない。これに対し、上記③は限定承認又は相続放棄後を含み、「消費」には処分を含むものと解され、**相続放棄後であっても「私にこれを消費」した場合、単純承認をしたものとみなされる**。もっとも、相続人が相続の放棄をしたことによって、新たに相続人となった者が相続の承認をした後においては、単純承認をしたものとはみなされない。

本来、相続放棄により相続人ではなくなった者（民法 939）が相続財産を勝手に処分すれば、新たに相続人となった者に対して不当利得の返還又は損害を賠償する責任を負うことになる（民法 703, 704, 709）。また、限定承認後においては相続債権者が相続分に応じた請求をすることが認められている（民法 937）。

〔 〕の答え：〔保存行為〕

### ウ 相続人が数人ある場合の限定承認

正しい。相続人が数人ある場合には、限定承認は、共同相続人の〔① 〕してのみこれを行うことができる（民法 923）。また、この場合、家庭裁判所は、〔② 〕から、相続財産の管理人を選任しなければならない（民法 936 I）。

〔 〕の答え：〔①全員が共同〕〔②相続人の中〕

## エ 相続放棄と利益相反

誤り。① 共同相続人の一部の者の相続放棄により、相続分の増加する相続人が生ずる場合があり、この場合、相続の放棄をする者とこれによって相続分が増加する者とは利益が相反する関係にある。

② 民法 860 条（後見人との利益相反）が準用する同法 826 条（親権者との利益相反）は、同法 108 条（自己契約・双方代理）とは異なり、適用の対象となる行為を相手方のある行為のみに限定する趣旨であるとは解されないから、相続の放棄が相手方のない単独行為であることをもって、直ちに民法 826 条にいう利益相反行為に当たる余地がないと解するのは相当でない（最判昭 53. 2. 24）。

③ しかしながら、共同相続人の一人が他の共同相続人の全部又は一部の者を見ている場合において、後見人が被後見人を代理してする相続の放棄は、必ずしも常に利益相反行為に当たるとはいえない。

④ 後見人が、まず自らの相続を放棄し、被後見人全員を代理して相続放棄する、あるいは、後見人自らの相続放棄と同時に被後見人全員を代理して相続放棄がされたと認められるときは、その行為の客観的性質からみて、後見人と被後見人との間及び被後見人相互間において、利益相反行為になるとはいえない。

## オ 相続の承認及び放棄の撤回及び取消し

正しい。相続の承認及び放棄は、相続について単純若しくは限定の承認又は放棄をすべき期間内（民法 915 I）であっても〔① 〕することができない（民法 919 I）。もっとも、〔② 〕・詐欺・強迫（民法第一編：総則）及び必要な後見監督人の同意を得ていない等（民法第四編：親族）の規定により相続の承認又は放棄の取消しをすること可能である（民法 919 II）。この場合の取消しは、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない（民法 919 IV）。また、この取消権は、追認をすることができる時から 6 か月間行使しないとき、又は、相続〔③ 〕から 10 年を経過したときは時効によって消滅する（民法 919 III）。

〔 〕の答え：〔①撤回〕〔②制限行為能力〕〔③の承認又は放棄の時〕

以上により、誤っている記述はイとエであり、従って、正解は肢 3 となる。

【MEMO】

## 特別受益と寄与分

**問題2** 特別受益又は寄与分に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 被相続人から生計の資本として贈与を受けた財産の価格が受贈者の行為によって増加しているときは、その現存価格が特別受益となる。

イ 特別受益となる贈与の価額が受贈者の法定相続分の価額を超えるときであっても、受贈者は超えた価格を返還する必要はない。

ウ 特別受益の有無又は価額について共同相続人間の協議が調わないときは、相続人は家庭裁判所に特別受益を定めるように請求することができる。

エ 相続人以外の者であっても、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の増加について特別の寄与をした者があるときは、協議で定めた寄与分を定めることができる。

オ 寄与分に関し協議が調わないときであっても、遺産分割の請求をする場合でなければ、家庭裁判所に寄与分を定める請求をすることはできない。

- 1 アウ            2 アエ            3 イエ            4 イオ            5 ウオ

## 特別受益と寄与分

正解 4

### ア 特別受益の価額 1

誤り。共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者がいるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその〔① 〕の価額を加えたものを相続財産とみなし、法定又は指定相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする（民法 903 I）。この〔① 〕の価額は、**受贈者の行為によって、その目的である財産が滅失し、又はその価格の〔② 〕があったときであっても、相続開始の時においてなお原状のままであるものとみなして（受贈当時の時価による評価）特別受益者の相続分を定める（民法 904）。**

〔 〕の答え：〔①贈与〕〔②増減〕※遺贈は相続開始の時において有した財産の価額の一部である。

### イ 特別受益の価額 2

正しい。遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない（民法 904 II）。もっとも、**受遺者等は超えた額を返還する必要はない**。相続の放棄をすることにより、相続人（特別受益者）ではなくなることができるからである。もっとも、〔 〕に関する規定に違反することはできない（民法 904 III）。

〔 〕の答え：〔遺留分〕

### ウ 特別受益財産に関する確認の可否

誤り。〔最判平 7.3.7〕

- ① 特別受益の規定は、相続分を算定する上で被相続人が相続開始の時において有した財産の価額に特別受益財産の価額を加えたものを相続財産とみなすこととしたものであって、特別受益財産が相続財産に含まれることにはならず、特別受益財産を相続財産に持ち戻す義務も生じない。
- ② ある財産が特別受益財産に当たることが確定しても、被相続人が相続開始の時において有した財産の全範囲及びその価額等が定まらなければ、具体的な相続分又は遺留分が定まることはなく、相続分又は遺留分をめぐる紛争の直接かつ抜本的解決にはならない。つまりは、ある財産が特別受益財産に当たるかどうかの確定は具体的な相続分又は遺留分を算定する過程において必要とされる事項にすぎない。
- ③ よって、ある財産が特別受益財産に当たるか否かは、遺産分割申立事件、遺

留分減殺請求に関する訴訟など具体的な相続分又は遺留分の確定を必要とする審判事件又は訴訟事件における前提問題として審理判断されるのであり、ある財産が特別受益財産に当たることの確認を求める訴えは、現在の権利又は法律関係の確認を求めるものということとはできない。

## エ 寄与分 1

誤り。共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、民法 900 条から民法 902 条までの規定（民法 900：法定相続分、民法 901：代襲相続人の相続分、民法 902 条：遺言による相続分の指定）により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする（民法 904 の 2 I）。

※特別受益と異なり、遺贈の価額を含まない（遺贈が優先する：民法 904 の 2 III）。

## オ 寄与分 2

正しい。寄与分を定めることの請求は、家庭裁判所に遺産分割の請求をする場合（民法 907 II：遺産の分割請求、民法 910：認知後の分割請求）にすることができる（民法 904 の 2 IV）。この場合において、寄与分に関し協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所が寄与分を定めることになる（民法 904 の 2 II）。

※ ある財産が特別受益財産に当たることの確認を求める訴え（上記ウ参照）と同様の趣旨である。

以上により、正しい記述はイとオであり、従って、正解は肢 4 となる。

【MEMO】

不動産登記法3問

更正登記（総論）

【問題3】

更正登記に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 所有権の登記名義人Aを別人のBとする更正登記は、登記上利害関係を有する第三者の承諾が得られたとしてもすることができない。

イ 更正登記は、当初からあるべき実体関係を表示する登記であるから、付記登記によることになり、主登記でされることはない。

ウ A所有の不動産を売買によりB及びCが共同で取得したにもかかわらず、Bのみを登記名義人とする所有権移転登記がなされてしまった場合、B及びC共有とする更正の登記をすることができ、この更正登記の登記権利者はCであり、登記義務者はBとなる。

エ 敷地権付き区分建物について不動産登記法第74条第2項によるA名義の所有権保存の登記をA及びBの共有名義とする更正の登記の申請情報には、表題部の所有者（敷地権たる権利の名義人）であった者の承諾証明情報を併せて提供することを要する。

オ A所有の不動産について、Bの1番地上権及びCの2番抵当権が設定されている場合、当該不動産の所有権の登記名義をAB共有へ更正する登記の申請の際、申請情報と併せてB及びCの承諾を証する情報を提供すればBの地上権及びCの抵当権の設定登記は、登記官の職権によりB持分に対する登記に更正されることになる。

- 1 アイ            2 アエ            3 イウ            4 ウオ            5 エオ

## 更正登記（総論）

### 正解 2

#### ア 更正前後の同一性

正しい。登記名義人（所有権以外を含む権利の主体）についての更正登記は、更正の前後を通じて登記の同一性がなければならず、登記の同一性がないときは、たとえ登記上利害関係を有する第三者の承諾があったとしても更正登記をすることはできない。また、判決によっても、**所有権登記名義人Aを別人Bに更正することはできない**（昭53.3.15民3.1524）。

#### 【同一性】

- ① 登記名義人（所有権以外を含む）をAから別人のBとすることは更正の前後に同一性が認められない。なお、抵当権の設定の場合は、その付従性から被担保債権の無効原因の誤りとなり、真正な登記名義の回復も認められない。
- ② A単独所有をAB共有に又はAB共有をA単独所有にあるいはAB共有をBCとすることは登記名義人の一部が共通であり更正の前後に同一性が認められる（昭36.10.14民甲2604）。
- ③ AをABに更正することは可能であるが、その後、ABからBにすることは更正の前後に同一性が認められない。

#### イ 主登記・付記登記

誤り。更正登記について登記上の利害関係を有する第三者がいる場合には、その承諾を証する情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供したときは付記登記によってすることができる（不登法66条，不登令別表25添付情報口）。登記上利害関係を有する第三者が存在する場合に、その承諾を証する情報等を提供しなければ、更正登記は主登記によりなされる。

#### 【補足】

根抵当権の極度額の更正や一部抹消の実質を有する登記名義人の更正（権利主体の更正）のように常に付記登記のものもある。この場合、登記上の利害関係人が存在する場合には必ず承諾が必要になる。

#### ウ 申請人（前登記名義人の関与）

誤り。A所有の不動産をBCが取得したにもかかわらず、B単有の所有権移転登記をした場合、BC共有とする更正の登記をすることができる。この場合の更正登記の申請人は、登記権利者をC、登記義務者をA及びBとする。前所有者であるAは最初の移転登記においてCに果たしていない登記義務を負う必要があるからである（昭40.8.26民甲2429）。

- ① 根抵当権設定の場面においてA Bを根抵当権者とすべきところを根抵当権者Aとして登記された根抵当権を更正する場合も同様である。
- ② 所有権保存登記の更正や相続を原因としてなされた移転登記の更正には前登記名義人が存在しないため更正登記に際して登記義務者となることはない。

#### エ 添付情報（保存登記：区分建物）

正しい。敷地権付き区分建物について不動産登記法 74 条 2 項によるA名義の所有権保存登記を、A B共有名義に更正する場合、**表題部所有者であった者（敷地権たる権利の名義人）の承諾証明情報を提供しなければならない**（登研 439P.127）。なお、敷地権の無い区分建物の場合は当然不要である。

#### オ 登記上の利害関係人の承諾

誤り。単有名義の不動産についての抵当権設定登記後に共有名義に登記を更正する場合、当該抵当権の効力は単有名義人であった者の持分に限定される。この場合、当該抵当権者は登記上の利害関係を有する第三者に該当するので、抹消登記に準じて、抵当権者の承諾を証する情報を提供しなければならない。そして、当該更正登記が申請されると、**抵当権設定登記は不動産登記規則 152 条に準じて、登記官の職権によりB持分に対する抵当権設定登記に更正される**（不登法 68 条，昭 35.10.4 民甲 2493）。

A B共有（A持分 5 分の 3，B持分 5 分の 2）の土地について、Aの持分を 5 分の 1，Bの持分を 5 分の 4 とする更正登記の申請をする場合（持分のみの更正：昭 47.5.1 民甲 1765）

- ① 土地全体に設定された抵当権者は登記上の利害関係人に該当しない（承諾不要）。
- ② 地上権もまた原則として土地全体に及ぶものである所以この場合の地上権者は登記上の利害関係人に該当しない。
- ③ A持分についてのみ設定された抵当権者は登記上の利害関係人に該当する（承諾必要）。
- ④ B持分についてのみ設定された抵当権者は登記上の利害関係人に該当しない（承諾不要）。
- ⑤ 用益権はそもそも持分についてのみ設定できない。

以上により、正しい記述はアとエであり、従って、正解は肢 2 となる。

【MEMO】

## 相続登記申請手続 I

## 【問題4】

相続登記手続に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲土地の所有者Aが死亡し、その妻B及び子Cが共同相続人である場合、Cの債権者Zは、その債権を保全するため、代位により、Cの持分についてのみの相続登記を申請することができる。

イ 甲土地の所有者Aが死亡し、その妻B及び子Cの共同名義による法定相続分による相続登記がCの債権者Zによりなされた後に、Bの相続放棄の申述が受理され、Cが単独で甲土地を相続した場合、法定相続分によりなされた相続登記を更正するための申請情報にはCの債権者Zの承諾があったことを証する情報の提供は不要である。

ウ 甲土地の所有者Aが死亡し、共同相続人であるAの子BCDが甲土地の共所有者となったときは、その旨の登記をする前にBが甲土地についての持分を放棄した場合でも、直接CD共有名義とする相続を原因とする所有権移転の登記を申請することはできない。

エ 甲土地の所有者Aが死亡し、その後、共同相続人であるAの子BCDのうちBが死亡した場合において、Bには相続人がいないため、Bに帰属すべき持分は直ちにCDに帰属するものとし、直接CD共有名義とする相続の登記を申請することができる。

オ 甲土地の所有者Aが死亡し、子B及びCのために共同相続が開始したが、Cが相続分を超える生前贈与を受けていたことが判明し、さらにその後Cが死亡した場合、Cの相続人全員で作成したCには相続分がない旨の証明書を登記原因証明情報の一部として提供して、相続登記を申請することができる。

- 1 アイ            2 アウ            3 イエ            4 ウオ            5 エオ

## 相続登記申請手続 I

正解 4

### ア 持分のみに関する相続登記申請の可否

誤り。① 被相続人又は共同相続人の債権者は、その債権を保全するため、代位により、債務者である相続人の相続登記申請をすることができる。

② しかし、共同相続人の持分についてのみの相続登記の申請は、そもそもすることができない。

[同様規定⇒所有権保存登記]

### イ 相続放棄による所有権更正登記手続

誤り。① 相続の放棄の効力は相続開始時にさかのぼって生じ、放棄をした相続人は初めから相続をしなかったものとみなされる（民法 939 条）。

② 相続放棄の前にすでに相続登記がされていた場合は、その登記を、実体に合致するよう是正する更正登記（相続人全員が交代する場合は抹消）を申請する必要がある。

③ 登記記録上の代位者の表示により、相続登記が代位によりなされたことは判明する。しかし、代位者が誰の債権者であるかの判断はできない。そのため、相続登記の更正において代位者は登記上の利害関係人に該当し、申請情報には代位者の承諾があったことを証する情報の提供が必要である。

#### 【関連事項】

代位によりなされた登記では、登記識別情報が交付されないため、その後の更正登記・移転登記の申請の際の登記義務者については事前通知又は本人確認情報等によることになる。

### ウ 相続した持分の放棄による移転登記手続

正しい。① 相続によりある不動産の共有者となった共同相続人のうちの一人が、その旨の登記をする前に当該不動産について持分を放棄（民法 255）したとしても、それは、相続後に自己の相続した持分について放棄したものであり、相続放棄（民法 938、939）とは異なる。

② よって、相続登記を経た後に「持分放棄」を原因として持分放棄した相続人から他の共同相続人への持分移転登記を申請することになる。

【補足】持分の放棄は、他の共有者の持分の割合で帰属する。

### エ 相続開始後の相続人の死亡による相続登記手続

誤り。相続開始後に死亡した共同相続人に相続人がいない場合、死亡した相続人に帰属すべ

き持分は直ちに他の生存相続人に帰属するものとして、生存共同相続人のみでの相続の登記を申請することはできない（最判平元. 11. 24）。

- ① 共有者の一人が死亡し、その相続人が不存在である場合、その共有持分は、特別縁故者（民法 958 条の 3）に対する財産分与の対象となる。
- ② 特別縁故者への財産分与がなされず、当該共有持分が承継すべき者のないまま残存することが確定したときに初めて、他の共有者に帰属する（民法 255 条）。

**【相続財産法人の成立】**

相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする（民法 951）。

**【相続財産法人の不成立】**

相続人のあることが明らかになったときは、民法 951 条の法人は、成立しなかったものとみなす。ただし、相続財産の管理人がその権限内でした行為の効力を妨げない（民法 955）。

**オ 特別受益者の相続登記手続**

- 正しい。① 共同相続人中に相続分を超える生前贈与を受けていた者（以下、「特別受益者」という。）がいる場合、その者は、被相続人が残した財産を相続することができない（民法 903 条 2 項）。
- ② 特別受益者が死亡した場合、当該特別受益者の相続人全員が作成（印鑑証明書付）した同人についての相続分がないことの証明書を相続登記の登記原因証明情報の一部として提供することができる（登研 473P. 149）。

以上により、正しい記述はウとオであり、従って、正解は肢 4 となる。

【MEMO】

## 相続登記申請手続Ⅱ

## 【問題5】

相続登記手続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲土地の所有者Aが死亡し、子B及びCの共同名義による法定相続の登記がされた後に、協議によりCに寄与分が定められたことにより、共同相続人の相続分が登記された相続分と異なることとなった場合、当該相続登記の更正登記を申請することができる。

イ 甲土地の所有者Aが死亡し、共同相続人であるBCDのうちBに甲土地を取得させる旨の遺産分割協議書を登記原因証明情報の一部としてなされた相続登記の後、これを錯誤により抹消した場合、新たにCが甲土地を取得する旨の遺産分割協議書を登記原因証明情報の一部として相続登記を申請することができる。

ウ 甲土地の所有者Aが死亡し、子B及びCの共同名義による法定相続分による登記がされた後、遺産分割により所有権を取得したCは、当該相続登記をCの単独所有とする更正登記を申請することができる。

エ 甲土地の所有者Aが死亡し、その妻B及び未成年者である子Cが共同相続人である場合に、BとCとの間で、Bが相続財産の分配を受けないことを内容とする遺産分割協議がされた場合には、Cのために特別代理人が選任されたことを証する情報を提供することなく、当該遺産分割協議に基づく所有権の移転の登記を申請することができる。

オ 甲土地の所有者Aが死亡し、甲土地についてXが遺贈を受けたが、その旨の登記をする前に、Aの子であるBがXに対して当該遺贈の全部について遺留分減殺請求をした場合には、相続を原因とするAからBへの直接の所有権の移転の登記を申請することができる。

- 1 アイ            2 アオ            3 イウ            4 ウエ            5 エオ

## 相続登記申請手続Ⅱ

正解 4

### ア 寄与分による所有権更正

- 正しい。① 寄与分を定める協議が成立すると、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から協議で定めた寄与分権利者の寄与分を控除したものが相続財産とみなされる（民法904の2I）。
- ② 寄与分を定める協議が成立する前に法定相続分により相続登記がされていた場合には、その登記を、協議で定めた相続分に合致するように是正する必要が生じる。
- ③ 上記の相続登記の是正は、更正登記によることができる（昭55.12.20民3.7145）。この場合、持分が増えるものを登記権利者、持分が減るものを登記義務者とする共同申請である。

### イ 遺産分割協議が錯誤であった場合の相続登記手続

正しい。共同相続人の一人に取得させる旨の遺産分割協議書（相続登記に関する登記原因証明情報の一部である）に基づいて相続の登記をした後、これを錯誤により抹消し、新たに他の共同相続人に取得させる旨の遺産分割協議書を申請情報と併せて提供して相続の登記を申請することができる（登研428P.135, 451P.125）。

#### 【補足】

- ① 登記原因が「相続」の場合は「錯誤」、また、「遺産分割」の場合は「合意解除」を登記原因として抹消の登記をする。
- ② 相続登記後に抵当権等（第三者の権利）の登記がなされている場合は、当該登記名義人は抹消登記の際の登記利害関係人となる。

#### 【錯誤】

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない（民法95）。

#### 【解除の効果】

当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない（民法545I）。

### ウ 遺産分割による持分移転

誤り。①遺産分割は相続開始時に遡ってその効力を生ずる（民法909条本文）。

- ② しかし、法定相続分による登記は遺産分割の成立前には実体に合致したものであり、その登記自体には「錯誤」も「遺漏」もない。

- ③ 共同相続により共有となった不動産が遺産分割により共同相続人の単独所有等になることから、当該登記の申請は、更正の登記によるべきでなく、共有持分の移転の登記によることになる。

**エ 親権者の利益相反（遺産分割）**

誤り。共同相続人である親権者とその親権に服する未成年者との間で、親権者が相続財産の分配を受けないことを内容とする遺産分割協議がされた場合においても、当該未成年者のために特別代理人の選任をする必要がある（登研 459P. 97）。

**【利益相反行為】**

親権を行う父又は母とその子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない（民法 826 I）。

親権を行う者が数人の子に対して親権を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その一方のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない（民法 826 II）。

**オ 遺留分減殺請求による相続登記手続**

- 正しい。① 遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び民法 1030 条に規定する贈与の減殺を請求することができる（民法 1031：遺贈又は贈与の減殺請求）。
- ② 遺贈を受けた者がその旨の登記をする前に遺留分減殺の請求がなされたときには、相続を原因として直接、相続人への所有権の移転の登記を申請することができる（昭 30. 5. 23 民甲 973）。

以上により、誤っている記述はウとエであり、従って、正解は肢 4 となる。